

役 員 名 簿

R. 1. 6. 22からR. 3定時評議員会終結まで

区分	氏名	生年月日 (年齢)	住所	職業	市町村議会 議員である ことの有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その 他特殊な関係に ある者の状況	備 考
理事長	大 倉 健 治	S. 25. 10. 14 (68歳)	函館市本町 24-1-801	社福)心侑会 総合施設長	無	H. 9. 5～ 介護事業所の経営に 代表として職務		
理 事	大 倉 和 美	S. 24. 11. 4 (69歳)	函館市本町 24-1-801	無 職	無	H. 13. 4～H. 27. 3 介護事業所の経営に 役員として携わる	理事長 大倉健治の 配偶者	
理 事	平 田 博	S. 25. 10. 24 (68歳)	北斗市七重浜 2丁目14-3	(有)ヒラトータル ビジネス	無	平成4年4月～ (有)ヒラトータルビジネスの代表 として職務		
理 事	渡 辺 秀 仁	S. 40. 8. 26 (53歳)	函館市湯浜町 5番6号-1051号	社福)心侑会 運営管理部長	無	S. 63. 4～ 福祉事業従事者として 運営責任者		
理 事	工 藤 三 佳	S. 55. 5. 27 (39歳)	函館市桔梗町 418番地165	社福)心侑会 特養あい亀田港 施設長	無	H. 11. 7～ 福祉事業従事者として 運営責任者を経て職務		
理 事	三 輪 文 行	S. 51. 3. 1 (43歳)	函館市桔梗町 62番19号	社福)心侑会 事務課長	無	H13. 4～ 福祉事業従事者として 職する		
監 事	中 村 博 信	S. 43. 9. 9 (50歳)	北海道函館市 日吉町4丁目 28番46号	税理士 中村博信税理 士事務所所長	無	H. 19. 3～ 税理士として事務所を 運営		
監 事	小 川 洋 一	S. 30. 10. 27 (63歳)	函館市湯川町 3丁目20番 10-604号	社福)戸井福祉会 潮寿荘元事務長	無	H. 10～ 潮寿荘で事務主任を 経て事務長		

評 議 員 名 簿

H. 29. 4. 1~H. 33の  
定時評議員会終結まで

区分	氏名	生年月日 (年齢)	住所	職業	市町村議会 議員である ことの有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その 他特殊な関係に ある者の状況	備 考
評議員	木戸浦 静 男	S. 28. 1. 23 (66歳)	北海道函館市 昭和3丁目 8番8号	株式会社 東一函館青果 代表取締役	無	H. 25. 4~ 社福)上磯清風会で理事 評議員		
評議員	内 城 眞 一	S. 20. 1. 15 (74歳)	北海道函館市 湯川町2丁目 40番15-603号	司法書士 内城司法書士 事務所所長	無			
評議員	中 西 康 久	S. 26. 5. 17 (68歳)	北海道函館市 花園町 7番17号	有限会社 テクト 代表取締役	無			
評議員	内 藤 司 朗	S. 18. 7. 12 (75歳)	北海道函館市 亀田町 21番37号	無 職	無			
評議員	佐 藤 秀 治	S. 12. 11. 12 (81歳)	北海道函館市 亀田港町 40番1号	函館市 亀田港町会 会 長	無			H. 29. 6. 28選任 H. 29. 7. 1~H. 33定時評議員会迄
評議員	三 上 吾 朗	S. 30. 12. 11 (63歳)	北海道函館市 桔梗5丁目 1-6	社会保険労務士	無			
評議員	小笠原 基 洋	S. 35. 7. 23 (56歳)	北海道函館市 山の手3丁目 63-22	(株)近藤商会	無			

評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 名 簿

H. 29就任時～H. 33. 3. 31

区分	氏名	生年月日 (年齢)	住所	職業	市町村議会 議員である ことの有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その 他特殊な関係に ある者の状況	備 考
外部委員	太 田 聡	S. 47. 12. 6 (46歳)	北海道函館市 高盛町8-10	太田聡社会保険 労務士事務所所長	無	H. 11～ 福祉事業従事者 として職する。		
外部委員	島 尻 裕 康	S. 26. 3. 19 (67歳)	北海道函館市 昭和町12-32	㈱南北海道マネジ メントセンター 代表取締役	無	H17. 7～南北海道マネジ メントセンター代表取締役として社会 福祉事業の経営マネジメント行っている。		
監 事	小 川 洋 一	S. 30. 10. 27 (63歳)	函館市湯川町 3丁目20番 10-604号	社福)戸井福祉会 潮寿荘元事務長	無	H. 10～ 潮寿荘で事務主任を 経て事務長		
事務局	池田 真奈美	S. 51. 5. 6 (43歳)	函館市入舟町 10番15号	社福)心侑会 事務局	無	H27. 4～ 福祉事業事務として 職する		H29. 6選任 H33. 3. 31迄